



1. ブラジルM&Aの法務的観点 ～現場発の最新動向レポート(IV)
2. 日本と欧州連合の経済連携[EPA/FTA](1)
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 最近の日系企業の新規海外案件情報
5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

1. ブラジルM&Aの法務的観点 ～現場発の最新動向レポート(IV)

「ブラジルM&A～ストラクチャー・契約作成における留意事項」

今回は、ブラジル M&A に関連するストラクチャー・契約作成における留意事項についてレポートする。ブラジル M&A 実務において留意すべき事項及び論点となる事項を中心に、ブラジル契約法上の留意点についても解説したい。過去 3 回のレポートは、添付 URL から本文をご参照願いたい。

- ・第1回:「ブラジルM&Aの概要」(<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/BW20130913.pdf>)
- ・第2回:「ブラジルM&A～Due Diligenceにおける留意事項(1)」(<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/BW20130927.pdf>)
- ・第3回:「ブラジルM&A～Due Diligenceにおける留意事項(2)」(<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/BW20131011.pdf>)

(1)ストラクチャー上の留意点

①M&A 手法

一般的に、対象会社を買収するM&A手法としては、「株式譲渡」による方法と「事業譲渡」による方法がある。

株式譲渡による場合、対象会社の所有権の全部又は一部を取得することとなるのに対し、事業譲渡による場合には、譲渡の対象となる資産、負債、契約関係及び従業員等のそれぞれについて、承継するもの(又は承継しないもの)を選択することができる。

したがって、事業譲渡は、「事業の選択と集中」を遂行するにあたり事業の一部を処理する必要が生じた場合や、負債や偶発債務の承継を避ける必要がある場合に検討される企業買収手法となっている(もともと、譲渡対象となる事由毎に承継手続きを行わなければならないため、手続きが煩雑になるというデメリットもある)。

しかし、ブラジルM&Aにおいて、かかる事業譲渡の手法は一般的ではなく、殆どの取引が株式譲渡の方法によって実行されている。

その理由の一つは、ブラジル民法(LEI N10.406 DE 10 De JANEIRO DE 2002)第1142条で、事業継続を目的として事業主又は事業会社によって組織化された複合資産を「事業(Do Estabelecimento)」と定義し、同法第1146条において、かかる「事業」の譲受人は、譲渡前の「事業」に係る全ての帳簿上の債務について支払義務を負う旨定めていることにある。

また、ブラジルでの事業譲渡の場合、大多数のケースにおいて、譲受会社が当該事業の継続に必要な許認可等を取得し直さなければならず、且つ許認可の取得手続きに相当な期間を要するのが一般的、という特別な事情がある。

このように、ブラジルでは、事業譲渡の手法により譲渡対象となる資産等を選択することによって、租税債務や労働債務といった負債の承継を避けることが出来ないこと、且つ、かかる許認可の再取得等のために買収後直ぐに事業を開始できないといった特有の問題が生じることから、ブラジルM&Aの実務においては、事業譲渡の手法は殆ど使用されておらず、また敢えて使用するメリットを見出すことも難しいと考えられている。

②対象会社の組織形態

残る選択肢の株式譲渡による場合には、対象会社の組織形態について留意する必要がある。

ブラジルの一般的な組織形態には、「有限責任会社(Sociedade Limitada、以下「Limitada」)」と「株式会社(Sociedades Anonimas、以下「S.A.」)」がある。

Limitada の場合にはその持分(Quotas)、S.A. の場合にはその株式(Shares)が譲渡の対象となり、それぞれにおいて適用法令、株式(持分)の譲渡手続、ガバナンスの仕組み等が異なる。

一般的な差異は、下記表のとおりであるが、主な留意点としては、Limitada は、持分権者(Partners)による経営を予定しており、そのため組織は簡易なもので足り、当事者間で柔軟なガバナンスの仕組みを設定することが可能であるが、定款や持分権者契約において、明確にかかる仕組みを規定しておく必要が生じる。

但し、ブラジル民法の関連規定は少なく、Limitada の定款にブラジル会社法を準用することもよく見られるが、このような場合には、かえって Limitada のガバナンスの仕組みが複雑になるという弊害がある。

一方で、外国人投資家が Limitada に資本参加し、既往持分権者と合弁事業(Joint Venture)を推進しようとするようなケースでは、組織形態の違いに着目し、資本参加の準備段階では Limitada の簡易な組織形態のまま準備を進め、資本参加後に S.A. に組織変更することにより、資本参加後の企業ガバナンスを明確にする手法も行われている。

【表：LimitadaとS.A.の一般的な差異】

	Limitada	S.A.
適用法令	ブラジル民法。(条文数は少なく、定款や持分権者間契約によって、柔軟な規律が可能)	ブラジル会社法。
組織	簡素 / 小規模会社に適する。	複雑 / 大規模会社に適する。
所有者の責任	所有持分の範囲に限定される。但し、未払持分については、全持分権者が連帯責任を負う。	所有株式の発行価格の範囲に限定される。
譲渡制限	定款で規定できる。定款に記載なくとも、持分権者に関する事項の定款変更が必要であり、事実上の譲渡制限となる。	原則譲渡制限はないが、閉鎖会社においては定款で規定できる。
譲渡手続	持分権者に関する事項の定款変更(定款変更には、総持分の4分の3以上の賛成が必要)。	会社関係基礎書類(株主名簿、株式譲渡記録)の変更及び株券の引渡。
種類株式	発行できない。	普通株式、優先株式、種類株式、無額面株式等の発行ができる。
市場取引	不可。	可。但し、公開会社として、ブラジル証券取引法の規律を受ける。
開示関連	BS等の会社情報の一般開示は不要。	強制開示規則有(BSの開示、株主総会決議等)。
経営体制	持分権者による直接経営が可能。通常は、執行役員(Diretoria)が選任されてこれを行う。取締役会の設置も可能だが、一般的には設置されない。	執行役員会を設置する必要がある。通常、意思決定機関としての取締役会(Conselho de Administração)が設置されるが、必須ではない。
株主間契約/持分権者間契約の法的効力	ブラジル民法上明文はない。但し、定款でブラジル会社法を準用し、ブラジル会社法と同様の取扱とすることができる。	ブラジル会社法上明文あり、本店に登録する必要がある。また、第三者効力を発生させるためには、本店所在地の商業登記所に登記する必要がある。

(2) 契約作成・契約交渉上の留意事項

ブラジル M&A において特徴的な事項として、対象会社が関与している労務・税務等の訴訟の多さが挙げられる。これらリスクを分析することが Due Diligence(監査)における最も重要なミッションであることは、前 2 回で詳述した。これを踏まえて、かかるリスクをヘッジするための仕組みを法的に担保することが、ブラジル M&A プロセスの契約書作成において最重要事項となる。

ブラジル M&A においても、一般的な仕組みは同様であり、Due Diligence を踏まえた、(i)価格の設定、(ii)価格調整条項の設置、(iii)表明保証及び(iv)補償条項の設置などが挙げられる。

それぞれについての主な留意事項は、以下の通りである。

(i)価格の設定: Due Diligence で判明したリスクを可能な限り定量化し、価格に反映させる必要がある。

(ii)価格調整条項の設置: 契約締結後クロージングまでの間にも訴訟等が増加する可能性が高いため、表明保証等がかかる事態を捕捉して、価格を調整できるメカニズムを作成しておく必要がある。

(iii)表明保証: ブラジル現地法律事務所の協力を得て、ブラジル法上リスクを捕捉するのに十分な表明保証の文言を作成する必要がある。特に、労務、税務、環境、許認可、訴訟等に関しては、ブラジル特有の事情を含むため、慎重に文言を選択し作成する必要があると考える。

(iv)補償条項: 様々な作り込みが可能などであるが、補償金額の上限を設ける場合には、各項目においてリスクを十分に担保できるよう上限金額を設定すること、補償期間については、税務や労務の時効期間にも配慮し、これらが十分にカバーされる期間を設定することが肝要となる。ブラジルの税法は複雑であり、時効期間についても、案件毎に適用される税務関連法令を確認する必要がある。

但しブラジル M&A の実態では、価格調整又は補償義務が発生することがほぼ常態的と言えることから、その事態に備えて、当事者間でエスクロー口座を設置することが半ば慣例となっている。

買主は、クロージング日に売主に支払う譲渡価格の一部をエスクロー口座に入金し、その後リスクが顕在化した場合には、当該エスクロー口座の入金額からクロージング後の価格調整相当分又は補償相当分を回収するのが、その仕組みである。

更に、買収後に相当なリスクの発生が見込まれる場合には、買戻義務(譲渡価格を超えるリスクが健在化した場合等に売主が無条件で買戻する)条項を契約書に織り込むことも、ブラジル M&A ではしばしば検討され、導入される。

なお、実際に自分が担当した M&A 案件で、補償義務の前提となる「損害」の概念が論点となった事例があった。

ブラジル民法上の「損害」の概念は、具体的に発生した直接損害に限定され、間接損害は含まれない。

またブラジルの訴訟において裁判官は、「損害」概念を保守的に判断する傾向にあることから、対象会社の企業価値の毀損、期待利益の喪失、弁護士費用等の合理的な費用等についても、補償されるべき「損害」に含まれる旨、契約書上で明記しておくことが重要である。

(3) ブラジル契約法上の留意事項

① 準拠法の指定

株式譲渡契約や株主間契約等に適用ある法律(準拠法)の選択についても一つの論点となる。

ブラジル M&A においては、一般的にブラジル人株主(持分権者)が売主になる交渉場面が想定され、且つ買収対象会社がブラジル法人であることから、ブラジル法が当然準拠法と考えてくるケースが多い。

一方でブラジル法を準拠法とする場合、外国人投資家側は、そもそもブラジル法の法体系や各法律が解らない、或いは、理解するのが難しい、という初步的だが根本的な問題を抱えている場合が多い。

その一つの解決策として、各契約において関連するブラジル法の各条項の主要又は重要なものについては、契約書中にその内容を記載して引用し、当事者間で、ブラジル法上の理解を共有することが挙げられる。

ブラジル法は、当然ポルトガル語で規定されており、また、法律用語、言い回し等が独特であることも相まって、ある程度のポルトガル語の知識があっても、ブラジル法の各条文を理解することは難しいと考える。

したがって、かかる方法によって、ブラジル法の各条項を英語又は日本語で明確にすることは、やや煩雑だが、有益な対処方法だと考える。

②仲裁条項

ブラジルにおいては、一般的に訴訟が長期化する傾向が強く、ブラジル人弁護士曰く「10 年程度かかるのが通常」とのことであり、ブラジル M&A 契約上では紛争解決手段として仲裁が通常選択されている。

また仲裁手続自体が争われる場合もあることから、M&A 契約書においては、仲裁の手続について、「仲裁規則」、「仲裁地、言語」、「仲裁人の指名」、「仲裁判断の効力」、及び「差止等の権利救済措置の裁判所への申立」等の必要事項を網羅して明確に記載する必要がある。

ここで留意したいのは、仲裁地をブラジル国外とする場合である。

ブラジル国外での仲裁判断に基づいてブラジル国内で執行するためには、ブラジル最高裁判所による承認手続が必要となり、且つかかる手続には相当の期間を要し、実際に執行が始まるまでに数年かかったケースもある。

具体的には、同手続において債務者は 1 回に限り反対意見を申し立て出来るとされているため、1)債務者からの反対意見がない場合でも 6 ヶ月から 10 ヶ月程度、2)債務者からの反対意見がある場合は 2 年から 4 年程度が、ブラジル最高裁判所による承認手続に要する期間の目安となっている。

更に具体的な執行の場面では、かかるブラジル最高裁判所による承認手続を得た上で、管轄を有する下級裁判所に対する執行手続の申立が必要であるため、当該手続に更に数年を要することになる。

したがって、ブラジル M&A 実務では、契約書で仲裁条項を規定する場合、ブラジル国内を仲裁地とするか、あるいは、日本等の外国を原則的仲裁地とする場合でも、当事者の合意等により容易にブラジル国内を選択することができる旨を明記しておくことが推奨されている。

いずれにしても、ブラジルにおいては、訴訟又は仲裁の判断には相当の年月を要することが予想されるため、後日の紛争防止の観点から、条項の解釈に議論の余地を残さない明確な契約書の作成が重要である。

(4)最後に

ブラジルは日本と同様に成文法体系の国であり、契約上明記されていない事項については、民法等の一般法の条文が適用されるため、逐一契約に記載しなくてもよいとも言える。

しかし、外国人投資家の立場からすると、ブラジル企業を相手方当事者とするクロスボーダーM&A 取引において、ブラジル法を十分に理解していなければ、思わぬところで足下をすくわれることになりかねない。

上記したように、M&A 契約書を作成する際に敢えてブラジル一般法上の取扱を明記して、当事者の法的理解を共有するというやり方は、ブラジル法の理解不足に起因する不測の事態を回避する良策であると言える。

外国人投資家がブラジル企業を買収する場合、特に株主間契約(持分権者間契約)の準拠法をブラジル法とせざるを得ない場合が多いため、買収後の対象会社のガバナンス等に関連するブラジル会社法(Limitada の場合はブラジル民法)等の条文や規定については、十分に理解しておく必要がある。

もともと、他国の法律を理解するというのは、その国の法体系的な理解、前例(判例)、実務上の解釈・運用、ないしは、当該国の社会通念、といったものを踏まえた総合的な理解を確立した上で、適用されるべき法律の条文を判断し、実際の事例に当てはめた解釈が出来ることまでを指すのであり、決して容易なものではない。

企業買収に関わる契約書の作成にあたって、当事者たる外国人投資家は、買収後のガバナンスコントロール、ひいては紛争予防の観点から、現地法律事務所の協力と確認を得つつ、契約書の文言を明確に理解出来ているレベルに達するよう努めなければならないと考える。

自分が一年間勤務した Pinheiro Neto 弁護士事務所の同僚のブラジル人弁護士からは、「日本企業による買収案件では、日本企業側の担当者から同じ質問を何度も、かつ、違う角度から受けることが多い」と聞いた。

また「中には、弁護士顔負けの理論的で鋭い質問が来て、回答に苦慮することもあるが、非常に勉強になる」と賞賛する声もあった。

慎重さは日本企業文化の一つの特色であり、海外企業の買収案件を進める上で非常に重要なプロセスに臨むにあたり、かかる姿勢を疎かにしないことは大切である。

もともと、現地弁護士への照会に際しては、いかに上手くポイントを突いた質問を行い、明確な回答を得るか、また、得られた回答を踏まえてどのように懸念事項の理解・整理を進めていくか、という点にも配慮すると、リーガルコストの削減及び意思決定の迅速化という観点からの工夫が出来るのではないかと感じている。

次回(12月6日発行)は、クロージング及び買収後の留意事項等を中心に解説をする予定である。

(記事提供:西村あさひ法律事務所、弁護士 田中 研也)

日本最大の同法律事務所にて国内外のM&A及び事業再生案件に従事。三井物産法務部、NYのSullivan & Cromwell法律事務所、ブラジルPinheiro Neto法律事務所にて各1年、ブラジルを中心とした米州関連案件を担当。本年9月より事務所(東京)勤務再開。

2. 日本と欧州連合の経済連携[EPA/FTA](1)

概要

世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の動きがアジア太平洋地域を中心に活発化している。

アジアとの FTA 戦略を展開する EU と日本が、EPA/FTA の早期実現に向けて交渉を開始した。

地域横断的・広域的な四つのメガ FTA の中で、日本は三つのメガ FTA に参加するという最も有利なポジションを占めている。

(1) EPA/FTA 交渉がスタート

日本にとって EU はアジア太平洋地域以外の最大貿易相手国・地域であり、日 EU 間の貿易規模は、往復で 1,652 億ドル(2012 年、財務省統計)に上り、中国、米国に次いで第 3 位、EU にとって日本は第 6 位の域外貿易相手国・地域(EU 統計)である。

また、海外直接投資規模(対外・対内直接投資合計額)で見ると、3,191 億ドル(2012 年、残高ベース)となっている。

しかし、日本、EU おおのこの経済規模などから見て、満足すべきパフォーマンスからは程遠く、なお一層の経済連携の高度化が必要であるのが現状である。

他方、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、EPA/FTA の動きがアジア太平洋地域を中心に活発化している。2000 年代後半以降、アジアとの FTA 戦略を展開する EU と、欧米とのより高度な経済連携を目標としつつも、EU 韓国 FTA の暫定発効(2011 年)により EU 市場で競争上不利になることへの懸念を強めている日本が、EPA/FTA の早期実現に向けて 2013 年 3 月に交渉を開始することで合意した。

同年 4 月には第 1 回交渉会合がブリュッセルで、第 2 回交渉会合が同年 7 月に東京で、第 3 回交渉会合が同年 10 月にブリュッセルで開催された。

本稿では、同時並行して進行中の地域横断的・広域的な四つのメガ FTA の中での日 EU 経済連携の位置付けについて、統計数値をベースにして包括的に論述し、今回は日 EU 間の交渉の状況をより詳細に見ていくことにする。

(2) 四つのメガ FTA と日 EU 経済連携の位置付け

メガ FTA とは、交渉開始順に環太平洋連携協定(TPP、2010 年 3 月)、日 EU・EPA/FTA(2013 年 4 月)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP、2013 年 5 月)、環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP、2013 年 7 月)の 4 大 FTA を指し、表 1 に見られるように人口・国内総生産(GDP)・貿易・直接投資などの規模が史上空前の FTA と定義できる。^(*)

これら四つのメガ FTA のいずれかに、日本、EU、米国、中国の四極が参加している。

そして、これらの経済連携交渉がほぼ同時並行して進行していることが注目される。

そこで、これら四つのメガ FTA において日 EU・EPA/FTA が占めるポジションを、表 1、表 2 に示した統計数値をベースにして項目別に比較してみたい。

まず、人口規模では日 EU は 6 億 2990 万人で世界総人口に占めるシェアは 9.0%と、中国・インドを含む RCEP の 48.8%という突出したシェアは別にして他の二つのメガ FTA(TTIP:11.7%、TPP:11.3%)と比べても最も小さい。

【表 1 メガ FTA の人口・GDP・貿易・直接投資の規模】

	日 EU・EPA/FTA	TTIP	TPP	RCEP
参加国・地域	日本、EU28 力国	米国、EU28 力国	日本、米国など ¹² 力国(注 1)	東南アジア諸国連合(ASEAN) 10 力国、日中韓など ⁶ 力国(注 2)
人口(100 万人、2011 年)	629.9	815.2	787.3	3,403.6
GDP(10 億ドル、2011 年)	23,532.7	32,619.4	26,583.1	20,005.9
貿易(10 億ドル、2012 年) (注 3)	13,391.0	15,522.1	9,444.0	10,454.0
輸出	6,615.6	7,360.0	4,352.9	5,237.7
輸入	6,775.4	8,162.1	5,091.1	5,216.3
直接投資(10 億ドル、2012 年)(注 3)	706.1	1,078.1	1,014.8	654.0
対外直接投資	445.7	652.0	609.0	324.6
対内直接投資	260.4	426.1	405.8	329.4

(注1) シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、米国、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー、メキシコ、カナダ、日本

(注2) インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド

(注3) 当該国・地域のそれぞれ輸出入合計額、対外・対内直接投資合計額を示す。

(出所) UN: National Accounts Statistics 2011、UN: World Population Prospects: The 2010 Revision、UNCTAD: World Investment Report 2013、ジェトロ: 各国・地域貿易統計などから作成。

次に、経済規模(名目 GDP)であるが、日 EU は 23 兆 5327 億ドルで世界の GDP 総額に占めるシェアは 33.5%と、TTIP の 46.5%、TPP の 38.5%に次いで第 3 位であり、RCEP は 28.5%で第 4 位となっている。

また、貿易規模(輸出入合計)で見ると、日 EU は 13 兆 3910 億ドルで世界貿易シェアは 36.5%と、TTIP の 42.4%に次いで第 2 位。

以下、RCEP が 28.5%、TPP が 26.0%の順となっている。

海外直接投資規模(対外・対内直接投資合計額)について、日 EU は 7,061 億ドル、世界シェアは 25.8%で、TTIP の 39.1%、TPP の 37.0%に次いで第 3 位であり、RCEP は 23.9%で第 4 位である。

(3) 日本は三つ、EU は二つのメガ FTA に参加

日本、EU、米国、中国の四極の中で、日本は、日 EU・EPA/FTA、TPP、RCEP の三つのメガ FTA に参加するという最も有利なポジションを占めている。

米国、EU はそれぞれ二つのメガ FTA に、中国は RCEP に参加するのみである。

日本が参加する FTA の規模を合計すると(重複を除く)、人口は 44 億 1490 万人で世界総人口の 63.3%、GDP は 55 兆 9463 億ドルで世界の GDP 総額の 79.7%、貿易規模は 27 兆 8867 億ドルで世界貿易総額の 76.1%、海外直接投資規模は 1 兆 9333 億ドルで世界の直接投資総額の 70.5%と、いずれも圧倒的なシェアを誇っていることが明らかである。他方、EU のポジションはどうなっているのだろうか。

EU は日 EU、TTIP の二つのメガ FTA に参加している。

EU が参加する FTA の規模は、人口は 9 億 4300 万人で世界総人口の 13.5%、GDP は 38 兆 5241 億ドルで世界の GDP 総額の 54.9%、貿易規模は 17 兆 2120 億ドルで世界貿易総額の 47.0%、海外直接投資規模は 1 兆 6599 億ドルで世界の直接投資総額の 60.5%のシェアを占めている。

【表 2 メガ FTA の世界シェア (%)】

	GDP		人口		貿易(注 1)		直接投資(注 1)	
	10 億ドル	%	100 万人	%	10 億ドル	%	10 億ドル	%
日 EU・EPA / FTA	23,532.7	33.5	629.9	9.0	13,391.0	36.5	706.1	25.8
TTIP	32,619.4	46.5	815.2	11.7	15,522.1	42.4	1,078.1	39.1
TPP	26,583.1	38.5	787.3	11.3	9,444.0	26.0	1,014.8	37.0
RCEP	20,005.9	28.5	3,403.6	48.8	10,454.0	28.5	654.0	23.9
日本が参加する 3 メガ FTA (日 EU・EPA / FTA + TPP + RCEP)	55,946.3	79.7	4,414.9	63.3	27,886.7	76.1	1,933.3	70.5
EU が参加する 2 メガ FTA (日 EU・ EPA / FTA + TTIP)	38,524.1	54.9	943.0	13.5	17,212.0	47.0	1,659.9	60.5
米国が参加する 2 メガ FTA (TTIP + TPP)	44,211.2	63.0	1,289.4	18.5	21,145.1	57.7	1,596.4	58.2
中国が参加する 1 メガ FTA (RCEP)	20,005.9	28.5	3,403.6	48.8	10,454.0	28.5	654.0	23.9
世界全体	70,201.9	100.0	6,974.0	100.0	36,641.5 (注 2)	100.0	2,741.9 (注 2)	100.0

(注 1) 当該国・地域の輸出入合計額または対外・対内直接投資合計額を示す。

(注 2) 世界の輸出入合計額または対外・対内直接投資合計額を示す。

(出所) 表 1 から作成。

米国は二つのメガ FTA に参加しているが、規模的には EU よりもやや有利なポジションを占めている。

中国は人口規模を除いて世界シェアがいずれも最も低い。

【表 3 四極のメガ FTA 締結後の FTA カバー率 (単位: %、2012 年末、往復貿易ベース)】

	日本(注 1)	EU(注 2)	米国	中国(注 3)
現行 FTA	18.9	26.9	39.4	16.6
TPP	19.0	—	7.5	—
RCEP	30.5	—	—	19.8
日 EU・EPA / FTA	9.8	3.4	—	—
TTIP	—	14.2	16.9	—
合計	73.5	44.5	63.8	36.5

(注 1) TPP と RCEP で重複があるため各 FTA の積み上げ数値は合計と一致しない。

(注 2) EU は域内貿易を除く。

(注 3) 中国は香港とマカオを除く。

(出所) ジェトロ『世界貿易投資報告』(2013 年版)56 ページから作成。

表 3 は日本、EU、米国、中国の現行 EPA / FTA カバー率と EPA / FTA 締結後のカバー率を示したものである。^(*)

現行のカバー率は米国が 39.4%、EU が 26.9% と相当高いのに対して、日本は 18.9%、中国は 16.6% と低い。

三つのメガ FTA に参加している日本が EU と FTA を締結した場合、FTA カバー率は 73.5% と飛躍的に高まることになり、米国の 63.8%、EU の 44.5%、中国の 36.5% を抜いて FTA カバー率では首位に躍り出ることになる。

(4) 日 EU・EPA / FTA 戦略

日本の EPA / FTA 戦略は、アジア太平洋地域の国・地域を中心に展開されてきており、四つのメガ FTA のうち、三つのメガ FTA に参加するなど、四極の中で最も優位なポジションを占めている。

今後、日本は多面的に経済連携を進めていき、貿易相手国・地域の大部分(約 80%)をカバーする「経済連携のネットワーク」の構築を目指す。

これまでに欧州諸国との間で締結された EPA/FTA は、スイス(2009 年)のみであり、日本にとってはこれが先進国との間で締結された最初の EPA である。

日 EU・EPA/FTA を実利的な視点で見れば、2011 年に暫定発効した EU 韓国の EPA による日本の産業界(特に自動車、電子製品など)への関税面での競争上の不利益を解消するものである。

しかし、より高度の視点で見ると、日本、EU の経済規模などから見て、経済連携は不十分な状況に止まっている。

つまり、日 EU 間の EPA/FTA の本格的な展開によって経済的効果が大きいと期待できるということだ。

他方、EU は、表 4 に見られるように、33 カ国・4 地域との FTA 締結など全方位的に FTA 戦略を展開している。

2006 年に発表した貿易戦略「グローバル・ヨーロッパ^(*)」において、特にアジアとの FTA を積極的に推進してきたが、アジアの国・地域との間で EPA/FTA を締結・発効できたのは、韓国(2010 年、2011 年から暫定適用)、シンガポール(2013 年)の 2 カ国にすぎない。

交渉継続中なのは、インド、ベトナム、タイおよび 2013 年 4 月から交渉が開始された日本の 4 カ国となっている。

EU は、世界経済の成長センターであるアジア地域との経済連携では、日本、米国、中国の他の三極とは明らかに後れを取っている。このため、日本との経済連携強化は、まさにアジア FTA 戦略の本格的な展開の好機と捉えている。

また EU は、より高度の FTA を日本や米国など先進国と締結することによって、経済効果を高め、EU 域内の雇用の促進につなげようとの目標を掲げている。

【表 4 四極の EPA/FTA 締結状況(2013 年 10 月現在)】

	EPA/FTA 締結相手国・地域
日本(発効済:12カ国 1地域)	シンガポール(2002)、メキシコ(2005)、マレーシア(2006)、タイ(2007)、チリ(2007)、ブルネイ(2008)、インドネシア(2008)、ASEAN(2008)、フィリピン(2008)、スイス(2009)、ベトナム(2009)、インド(2011)、ペルー(2012)
(交渉中:5カ国 5地域)	オーストラリア、韓国、モンゴル、コロンビア、カナダ、湾岸協力会議(GCC)、日中韓、RCEP、EU、TPP
EU(発効・署名・妥結済み:33カ国・4地域)	海外領土(1971)、スイス(1973)、欧州経済領域(EEA)(1973)、チェコ(1998)、イスラエル(2000)、チリ(2003)、南アフリカ共和国(2004)、エジプト(2004)、アルジェリア(2005)、カメルーン(2009)、韓国(2010)、シンガポール(2013)、アフリカ・カリブ海・太平洋地域(ACP)(39カ国)(2012)、ウクライナ(2013)、カナダ(2013)他
(交渉中:6カ国 3地域)	GCC、メルコスール、インド、日本、ベトナム、マレーシア、タイ、ACP(37カ国)、米国
米国(発効済:12カ国・2地域)	イスラエル(1985)、北米自由貿易協定(NAFTA)(1994)、ヨルダン(2001)、チリ(2004)、シンガポール(2004)、オーストラリア(2005)、中米諸国・ドミニカ共和国(2006)、モロッコ(2006)、バーレーン(2006)、ペルー(2009)、オマーン(2009)、コロンビア(2012)、パナマ(2012)、韓国(2012)
(交渉中:2地域)	TPP、EU
中国(発効済み:8カ国 4地域)	マカオ(2004)、香港(2004)、ASEAN(2005)、チリ(2006)、パキスタン(2007)、ニュージーランド(2008)、シンガポール(2009)、台湾(2010)、ペルー(2010)、コスタリカ(2011)、スイス(2013)、アイスランド(2013)
(交渉中:3カ国 3地域)	RCEP、日中韓、オーストラリア、韓国、ノルウェー、GCC

(注)カッコ内の数字は協定の発効・署名・妥結年を示す。

(出所)経済産業省『通商白書 2013』59 ページ、ジェトロ『世界貿易投資報告』(2013 年版)64 ページ、134 ページ、European Commission: MEMO/13/734 (Brussels, 1 August 2013) などから作成。

(*) 世界の各国・地域における EPA/FTA の動向については、経済産業省『通商白書 2013』56~68 ページ、ジェトロ『世界貿易投資報告』(2013 年版)53~74 ページを参照。

(*) 主要国・地域の FTA カバー率については、ジェトロ『世界貿易投資報告』(2013 年版)56 ページ参照。

(*) European Commission: Global Europe—competing in the world (http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130376.pdf)

(記事提供:財団法人 国際貿易投資研究所 客員研究員 田中友義)

3. 政治・経済・産業トピックス

【政治・経済】

■ (米国)－第3四半期の実質GDP成長率は前期比 2.8%増の高い伸び

米商務省 10 月 7 日発表。第 3 四半期の実質 GDP 成長率(速報値、季節調整後)は前期比 2.8%増と、第 2 四半期の同 2.5%増を上回る高い伸びとなり、力強い景気の回復傾向が示されたものと受け止められている。然しながら、個人消費や設備投資の伸びが前四半期に比べ鈍化していること、並びに9月上旬の政府機関閉鎖の影響が第4四半期成長率に悪影響を及ぼすと見られていることなどから、第4四半期以降の米景気回復については慎重な見方もある。

■ (米国)－10月雇用統計の新規就業者増加数は 20.4 万人増の高い伸び、早期金融緩和縮小観測が復活

米労働省 10 月 8 日発表。10 月の非農業部門就業者の増加数は前月比 20.4 万人(季節調整後)と、市場予想(12～13 万人増)を大きく上回る伸びを示した。同 9 月分の数字も 16.3 万人増(速報値は 14.8 万人増)に改定された。10 月増加数の内訳は、民間部門の就業者数が 21.2 万人増と、前月(改定後で 15 万人増)から大幅に増加した一方、政府機関閉鎖に伴う一時帰休などの影響で政府部門は 0.8 万人減となった。労働関連指標の改善は連邦準備制度理事会(FRB)が量的緩和縮小開始の前提条件としている。

■ (欧州連合)－欧州中央銀行が歴史的な低水準の年率 0.25%まで主要政策金利を引き下げ

欧州中央銀行(ECB) 10 月 7 日発表。ECB 定例理事会で、ユーロ圏の主要政策金利を 0.25 ポイント引き下げる決定がなされた。政策金利の引き下げは今年 5 月以来。本件後の主要政策金利は史上最低水準の 0.25%(年率)となる。ユーロ圏経済は、今年の第 2 四半期 GDP 成長率が 7 四半期ぶりにプラスに転じ、過去最長のリセッション(景気後退)から脱却したばかりだが、今月 14 日に発表された第 3 四半期実質 GDP 成長率(速報値)が前期比 0.1%増に止まるなど、景気回復の足取りが依然として鈍いことが、今回 ECB が利下げに踏み切った背景にある。

■ (ロシア)－第3四半期のGDP成長率(速報値)は前年同期比 1.2%増加に止まる

ロシア連邦統計局 10 月 12 日発表。第 3 四半期の GDP 成長率(速報値)は前年同期比 1.2%増加と、第 2 四半期の伸び率と同じ伸び率となった。ロシア政府の経済成長率の通年予想は 1.8%増としているが、欧州復興開発銀行(EBRD)が今月 11 日に発表した成長率見通しでは、今年 5 月時点の 1.8%増から 1.3%増へ下方修正されている。

【制度・規制】

■ (米国他)－環太平洋連携協定(TPP)交渉の首席交渉官会合が米国で開催

11 月 19 日から、環太平洋連携協定(TPP)に関する首席交渉官の会合が米国ユタ州で開催。本会合を前に、「投資」「原産地規則」分野などで中間会合が開催されるなど、年内妥結の目標実現に向けて、交渉が加速している。今回の首席交渉官会合は、12 月上旬にシンガポールで開催される TPP 交渉閣僚会合での政治的決着に向けた大事な最終調整を行う場と位置付けられている。

4. 最近の日系企業の新規海外案件情報

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地
トルコ	味の素株式会社 0% → 50% *トルコの食品会社(非上場)の株式50%を取得(取得金額約60百万トルコ・リラ)	キュクレ食品&ロジスティックス&貿易&産業合資会社 (資本金8,250千トルコ・リラ)	エスキシェヒール市
ドイツ	日本ベイント株式会社 *独塗料メーカーの株式39%を取得	BOLLIG & KEMPER GmbH & CO. KG	ケルン市
ルーマニア	株式会社NTTデータ *英子会社を通じてソフトウェア開発業者を買収	EBS Romania S.A.	クルージュ市 (クルジュ・ナボカ)
米国	住友電気工業株式会社(米子会社経由) 60% New York Tungsten L.L.C 40% *米国のタングステン鉱石精錬、リサイクル事業拠点が稼働開始 → 中国等から調達していたタングステン原料がグループ内で生産に	Niagara Refining LLC (資本金19.3百万米ドル)	ニューヨーク州Depew市
米国	株式会社NTTデータ *独子会社を通じてソフトウェア開発業者を買収	Aster Group, Inc.	ノースカロライナ州 コンコード市
メキシコ	イビデン株式会社 *ディーゼル微粒子除去装置(DPF)の生産拠点新設に約130億円を投資。操業開始は2015年6月の予定。	IBIDEN México, S.A.de C.V. (資本金5,200万ペソ)	サンルイスポトシ州
ブラジル	日清紡ホールディングス株式会社 *プレーキ事業強化、増産体制構築のため、ブラジル現法工場のサウト市郊外(サンパウロ州)への移転(2016年まで)を発表(投資額142百万リアル)	TMD Friction do Brazil S.A. (資本金26,684千リアル)	(移転前)サンパウロ州 インダヤアトウーバ市
米国	NTT都市開発株式会社 *米国における不動産への投資および運用を目的とする子会社設立	UD USA Inc. (資本金70万米ドル)	デラウェア州
メキシコ	大日精化工業株式会社 65% 三菱商事株式会社(グループ) 35% *日系自動車メーカー向け車両内装材用プラスチック素材を製造	DM Color Mexicana S.A. de C.V. (資本金10百万米ドル)	グアナファト州
メキシコ	旭硝子株式会社(投資額約60百万米ドル) *自動車用安全ガラスの製造・販売	AGCオートモーティブ・メキシコ	サン・ルイス・ポトシ州
ウルグアイ	株式会社島津製作所 *中南米における貿易拠点設立	Shimadzu Latin America S.A. (資本金150万米ドル)	モンテビデオ市
南アフリカ	JX日鉱日石エネルギー株式会社 *駐在員事務所の設立	JX日鉱日石エネルギー株式会社 ヨハネスブルグ事務所	ヨハネスブルグ市

作成日: 2013年11月15日

(注: 公開情報のみ)

5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

今後開催予定の「グローバル経営支援セミナー」は以下の通り。

国・テーマ	詳細	開催日	開催地	会場	講師	共催・後援・協賛
ブラジル	ブラジルセミナー (仮題)	2月18日(火) 2月19日(水) 2月20日(木)	大阪 名古屋 東京	大阪東銀ビル 銀行協会 よみうりホール	・三菱東京UFJ銀行 中南米総支配人 兼 ブラジル三菱東京UFJ銀行 頭取 村田 俊典 他	
トルコ	トルコ投資セミナー (仮題)	2月25日(火) 2月26日(水) 2月27日(木)	大阪 名古屋 東京	大阪東銀ビル 銀行協会 東商ホール	・トルコ三菱東京UFJ銀行 設立準備委員長 山口 透 他	
コロンビア・チリ	コロンビア・チリ投資セミナー (仮題)	3月6日(木)	東京	東商ホール	(未定)	

※ 上記セミナー予定は、講師を決定するプロセスの中でテーマ・日程・会場・講師が変更となる可能性がございます。予めご承知おき下さい。また、上記以外にも、検討中のセミナーもございます。

(注: 米州・欧州・中近東・アフリカ地域関連のみ)

(ご参考) EMEA & Americas 主要国の経済指標

米国	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Jul-13	Aug-13	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	2.8	1.1	2.5	2.8					季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	2.1	1.5	1.8		2.0	1.5			消費者物価指数(CPI)、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	-5,346	-1,236	-1,178		-386	-388	-418		国際収支ベース
経常収支	億ドル	-4,404	-1,048	-989						
政策金利	%	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25		0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	FF金利誘導目標
外国為替相場	対円	86.38	94.09	99.25		98.26	98.17	98.13	98.13	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価		13,104.14	14,578.54	14,909.60		15,499.54	14810.31	15129.67	15545.75	NYダウ工業株30種、各期末日レート
失業率	%	8.0	7.6	7.6		7.4	7.3	7.2	7.3	2012=年間平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月の数値

(出所:米商務省、米労働省、連邦準備理事会など)

EU	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Jul-13	Aug-13	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	-0.4	-0.1	0.3	0.1					EU28カ国、季節調整済み、前期比
インフレ率	%	2.6	1.7	1.6		1.6	1.5	1.3	0.7	消費者物価指数(CPI)、EU28カ国、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ユーロ	1,042	391	437		182	71			ユーロ圏17カ国
経常収支	億ユーロ	1,108	325	537		266				ユーロ圏17カ国
政策金利	%	0.75	0.75	0.50		0.50	0.50	0.50	0.50	各期末日レート、(注:2013年11月7日に0.25%引下げ発表、本件後は年率0.25%)
外国為替相場	対ドル	1.3217	1.2823	1.3000		1.3271	1.3192	1.3535	1.3593	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ユーロ	2,635.93	2,624.02	2,602.59		2,768.15	2,721.37	2,893.15	3,067.95	ユーロ・ストックス50指数、各期末日レート
失業率	%	11.4	12.1	12.1		12.1	12.2	12.2		ユーロ圏17カ国、2012=年間平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月

(出所:EUROSTAT、ECBなど)

ブラジル	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Jul-13	Aug-13	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	0.9	1.9	3.3						前年同期比
インフレ率	%	5.40	6.60	6.70		6.27	6.09	5.86	5.84	拡大消費者物価指数(IPCA)、前年同月比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	195	-52	21		-19	12	22	-2	
経常収支	億ドル	-542	-249	-187		-90	-55	-26		
政策金利	%	7.25	7.25	8.00		8.50	9.00	9.00	9.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	2.0479	2.0185	2.2087		2.2975	2.3800	2.2246	2.2219	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	レアル	60,952.08	56,352.09	47,457.13		48,234.49	50,008.38	52,338.19	54,256.20	ホベスバ指数、各期末日終値レート
失業率	%	5.5	5.7	6.0		5.6	5.3	5.4		2012年平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月

(出所:地理統計院(IBGE)、ブラジル中銀など)

トルコ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Jul-13	Aug-13	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	2.2	3.0	4.4						前年同期比
インフレ率	%	6.2	7.3	8.3		8.9	8.2	7.7		消費者物価指数(CPI)、前年同期比、各期末月
貿易収支	億ドル	-657	-217	-288		-98	-70	-75		
経常収支	億ドル	-475	-159	-204		-58				
政策金利	%	5.50	5.50	4.50		4.50	4.50	4.50	4.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.7862	1.8102	1.9305		1.9435	2.0379	2.0207	1.9952	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リラ	78,208.44	85,898.99	76,294.51		73,377.45	66,394.41	74,486.56	77,620.37	イスタンブールナショナル100種、各期末日レート
失業率	%	9.5	9.4	8.8		9.3	9.8			各期末日レート(Jul-13は季節調整前の値)

(出所:トルコ中銀など)

ロシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Jul-13	Aug-13	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	3.4	1.6	1.2	1.2	1.8	1.6	1.0		前年同期比
インフレ率	%	5.1	7.1	6.9		6.5	6.5	6.1	6.3	前年同期比、期中平均、2013/2Qは期末月
貿易収支	億ドル	1,923	487	429		133	138	157		
経常収支	億ドル	714	251	34						
政策金利	%	8.25	8.25	8.25		8.25	8.25	5.5	5.5	各期末日レート(2013年9月より、リファイナンス金利から1週間物入札レボ金利に変更)
外国為替相場	対ドル	30.5000	31.0830	32.8160		33.0320	33.2810	32.3800	32.0870	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ルーブル	1474.72	1438.57	1330.46		1375.79	1,364.65	1,462.82	1,510.21	MICEX指数、各期末日レート
失業率	%	5.7	5.7	5.4		5.3	5.2	5.3		2012年平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末日レート

(出所:ロシア中銀など)

南アフリカ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	2013/3Q	Jul-13	Aug-13	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	2.5	0.9	3.0						季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	5.6	5.9	5.5		6.3	6.4	6.0		2012年は年平均、2013/1Q、2013/2Qは各期末月の前年同期比
貿易収支	億ランド	-755	-275	-204		-77	-142	-189		
経常収支	億ランド	-1,976	-544	-547						
政策金利	%	5.00	5.00	5.00		5.00	5.00	5.00	5.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	8.4733	9.2045	9.9249		9.9149	10.2434	10.0500	10.0310	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ランド	34,795.50	35,259.10	35,051.49		36,843.05	37,863.93	39,449.84	40,658.55	FTSE/JSEアフリカトップ40指数、各期末日レート
失業率	%	24.9	25.2	25.6	24.7					四半期毎の発表、2012は第4四半期、各期末日レート

(出所:南ア準備銀行など)

(注) 過去2週間以内に変更された指標など。

(作成日:2013年11月15日)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 教育・情報室
(照会先) 片倉 寧史

(e-mail): yasushi.katakura@mufg.jp

(TEL): 03-6259-6310